

議案第 40 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 26 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 26 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）について

別紙、平成 26 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）のとおり

平成 26 年 9 月 4 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

（提案理由）

町民税及び固定資産税に係る過年度過誤納還付金が見込みを上回り、既定予算を補正する必要性が生じたため、平成 26 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

## 専 決 処 分 書

平成 26 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 26 年 7 月 10 日

箱根町長 山 口 昇 士

## 平成 26 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）

平成 26 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,546,500 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		34,246	4,500	38,746
	05 基金繰入金	13,246	4,500	17,746
歳 入 合 計		8,542,000	4,500	8,546,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		1,575,479	4,500	1,579,979
	05 総務管理費	1,342,093	4,500	1,346,593
歳出	合計	8,542,000	4,500	8,546,500

平成 26 年度箱根町一般会計歳入歳出補正予算（専決第 1 号）事項別明細書

1 総括  
（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	34,246	4,500	38,746
歳入合計	8,542,000	4,500	8,546,500

2 歳入

（款）65 繰入金

（項）05 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 財政調整基金繰入金	2,405	4,500	6,905
計	13,246	4,500	17,746

3 歳出

（款）10 総務費

（項）05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
70 諸費	9,658	4,500	14,158	0	0	0	4,500
計	1,342,093	4,500	1,346,593	0	0	0	4,500

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	1,575,479	4,500	1,579,979	0	0	0	4,500
歳出合計	8,542,000	4,500	8,546,500	0	0	0	4,500

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
05 財政調整基金繰入金	4,500	05 財政調整基金繰入金追加 4,500

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金利子及び割引料	4,500	01-05-01 経常経費追加…………… 4,500 (償還金利子及び割引料) 23-02 過年度過誤納還付金追加 4,500